

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成17年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- (1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。
- (2) 秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年8月8日）
秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に係る改正（28年9月9日）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年9月9日より適用）。
- (4) 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日）
28年3月1日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
- (5) 「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（28年3月31日）
「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年5月30日より適用）。

第2節 保険会社の概況

I 平成29年3月期決算状況

1. 生命保険会社（資料11-2-1参照）

（1）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、変額年金等の最低保証に係る費用が減少したことなどから、3兆3,927億円（27年度は3兆3,342億円）と585億円増加した。

上記に加え、27年度の法人税率引下げに伴う繰延税金資産の取崩しの影響が剥落したことなどから、当期純利益（純剰余）は1兆3,968億円（27年度は1兆3,438億円）と530億円増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、一部の保険会社における株式残高の増加に伴い資産運用リスクが増加したことなどから、27年度末と比較して低下した（全社平均965.5%（27年度比▲24.1%ポイント））。

2. 損害保険会社（資料11-2-2参照）

（1）損益の状況

正味収入保険料は27年度の火災保険販売が好調であった影響の剥落等により8兆5,145億円（27年度は8兆6,366億円）と1,220億円減少したが、自然災害による保険金の支払いが減少したことを主因に、経常利益は8,919億円（27年度は8,209億円）と710億円増加し、当期純利益も6,538億円（27年度は5,777億円）と761億円増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、業績好調に伴いソルベンシー・マージンが増加したことなどから、27年度末と比較して上昇した（全社平均742.3%（27年度比+46.6%ポイント））。

II 再編等の状況（資料11-2-3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において業務提携・統合・合併等の動きがみられる。

なお、29年6月末現在における会社数は、生命保険会社38社、外国生命保険会社3社、損害保険会社30社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社11社である。

2. 主要会社の再編等

28年7月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
・エース損害保険株式会社		
・フェデラル・インシュアランス・カンパニー	・Chubb 損害保険株式会社	28年9月30日

第3節 保険会社に対する金融モニタリング（資料9－3－1参照）

28 事務年度の保険会社に対するモニタリングについては、少子高齢化の進展や貯蓄・投資手段の多様化等、将来的に国内生命保険市場の縮小が予想される中で、こうした環境変化が生命保険会社の経営にどのような影響を与えるか、コスト面を踏まえた事業の在り方や収益構造等の分析を行ったほか、ビジネスモデルが顧客のニーズに応えつつ持続可能なものになっているか、実態把握を行った。

また、低金利環境が継続する中で、生命保険会社がリスク管理と一体となった資産運用の最適化の観点からどのような取組みを行っているかについて実態把握を行うとともに、保険会社がその収益構造やリスク特性等を変化させる中で、高度なリスク管理に支えられたリターンの向上等を通じてビジネスの持続可能性をどのように確保しているか、統合的リスク管理（ERM）の状況をモニタリングした。

さらに、27 事務年度に把握した大手生命保険会社 4 社（日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命）及び大手損害保険会社 3 グループ（東京海上グループ、MS&AD グループ、損保ジャパン日本興亜グループ）における M&A 実施後における買収先の管理・監督に関するガバナンスの発揮状況についてフォローアップを行った。

加えて、顧客本位の業務運営の浸透・実践の観点から、保険会社による金融機関代理店における外貨建保険等の販売の実態を確認したほか、乗合代理店を主な販売チャネルとする生命保険会社と大手乗合代理店を対象としたヒアリングを通じて、乗合代理店が保険会社から得ている報酬である募集手数料と、キャンペーン手数料やボーナス手数料などといったインセンティブ報酬について、『質』と『量』の両面から実態把握を行った。

また、平成 28 年 5 月の改正保険業法の施行を踏まえた保険代理店の業務運営面に関して、顧客本位の取組みが行われているか、全国各地に所在する様々な規模や業務特性を有する保険代理店（100 先）に対して、①顧客の意向把握・確認にかかる実務上の創意工夫の事例や、②保険代理店の規模や業務特性を踏まえた体制整備の状況に関して、ヒアリングを通じて確認し、その結果を 29 年 2 月に公表した。

(注)上記のモニタリングの結果に関しては、平成 29 年 10 月 25 日に公表された「平成 28 事務年度金融レポート」を参照。

第4節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

ソルベンシー・マージン比率の計算の適正化を図るため、所要の改正を行った。具体的には、デリバティブ取引リスクに係る相当額の算定対象となる取引から、日々の値洗いによる証拠金が必要な取引であって、清算機関等が債務を負担して行う取引に係るものと除くこととする告示の改正を行った（平成29年3月28日公布、同月31日施行）。

なお、資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討の一環として、28年6月、全保険会社を対象にしたフィールドテストを実施し、29年3月、当該フィールドテストの結果を公表した。（資料11-4-1参照）

第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡素で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査に当たっては、保険会社等との間で双方向の協議を十分に行つたほか、保険会社の商品部長との意見交換（平成28年9月、29年4月）、公益社団法人日本アクチュアリー会との意見交換（29年3月）を行つた。また、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至つた問題認識等を記載した「商品審査事例集」の策定（29年3月、6月）及び業界周知を行い、審査の予見性、効率性、迅速性等の向上を図つた。

第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-6-1参照）

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

「少額短期保険業者向けの監督指針」については、18年4月1日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、隨時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日改正、同年10月1日適用）、少額短期保険業者または保険募集人に係る不祥事件等に関する監督上の対応に係る改正（28年8月12日改正、同日適用）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年9月9日改正、同日適用）、金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日改正、同年4月1日適用）、「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（28年3月31日改正、29年5月30日適用）を行った。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。28事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心に注意深くモニタリングを行った。

また、同事務年度においては、少額短期保険業者4業者に対して検査を実施した。

なお、同事務年度においては、5業者を新規に登録したことから、29年6月末現在の業者数は、90業者となった。

第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-7-1参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25年11月に申請期限を迎える財務局所管業者は7法人となった。28事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。

なお、同事務年度においては、財務局所管の認可特定保険業者に対する検査は実施していない。